

答 申 情 第 1 6 3 号
令 和 5 年 7 月 1 9 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年11月14日付け保健健第335号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

京都市受動喫煙防止対策・届出専用窓口への問合せに関する供覧書の公文書一部公開決定事案
(諮問情第267号)

1 審査会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年6月24日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、以下のとおり公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

- ・【供覧】「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」への問合せ等について（7月分）（令和元年8月5日供覧終了）
- ・【供覧】「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」への問合せ等について（9月分）（令和元年12月16日供覧終了）
- ・【供覧】「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」への問合せ等について（令和2年2月分）（令和2年3月5日供覧終了）
- ・【供覧】「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」への問合せ等について（令和2年3月分）（令和2年4月13日供覧終了）

なお、その他の請求内容については、本件審査請求において争点とされていないため記載を省略する。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として以下4件の公文書を特定したうえで、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年7月15日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

- ・【供覧】「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」への問合せ等について（7月分）（令和元年8月5日供覧終了）（以下「本件公文書」という。）
- ・【供覧】「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」への問合せ等について（9月分）（令和元年12月16日供覧終了）
- ・【供覧】「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」への問合せ等について（令和2年2月分）（令和2年3月5日供覧終了）
- ・【供覧】「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」への問合せ等について（令和2年3月分）（令和2年4月13日供覧終了）

条例第7条第1号、第2号及び第6号に該当

ア 問合せを行った者の氏名及びその者を特定できる情報並びに担当者名については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、当該法人等の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため（条例第7条第1号及び第2号に該当）。

イ 問合せを行った者の所属する法人等の名称並びに問合せ及び回答の内容等の一部については、公開することにより、今後の同種の問合せ対応業務の適正な遂行

に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。

- (3) 審査請求人は、令和4年10月17日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分のうち、次のア～カ（以下「争点ア」などと表記する。）の公開を求める審査請求をした。

ア 整理番号「T1907021」の相手方氏名（敬称略）

イ 整理番号「T1907664」の名称、電話番号、相手方氏名（敬称略）

ウ 整理番号「T1908450」の名称、相手方氏名（敬称略）

エ 整理番号「T1908494」の名称、相手方氏名（敬称略）

オ 整理番号「T1908712」の名称、電話番号、相手方氏名（敬称略）

カ 整理番号「T1907280」の名称、相手方氏名（敬称略）

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本市では、受動喫煙防止対策を目的として、市民から通報や問合せを受け、対象となる施設等への指導や飲食店等の監視する業務をJTB京都支店に委託している。

本件公文書は、委託先から本市に提出を受けた文書であり、通報等を受けた日時、方法、相手方氏名、通報内容、それに対する回答内容等が一覧表の形式で記載されている。

(2) 非公開とした情報について

争点イ～カの、名称、電話番号及び相手方氏名（敬省略）については、本件処分において条例第7条第1号、第2号及び第6号に該当すると判断して非公開としたが、改めて検討した結果、官庁及び官公庁・自治体の情報については、同条各号のいずれの規定にも該当しないと判断される情報であるため、部分公開する。

なお、争点アは条例第7条第1号に該当する非公開情報であると考えため、その理由を以下のとおり主張する。

(3) 条例第7条第1号に該当することについて

審査請求人は、公務員等の職及び氏名に係る部分については、条例第7条第1号に該当しないと主張している。

しかし、争点アの非公開情報は、公立大学職員の氏名であり、公立大学法人の職員

は公務員ではないことから、公開することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないものに該当し、非公開とすべきものであると考える。

- (4) 以上のとおり、争点アについては、本件処分に違法又は不当な点はない。争点イ～カについては公開する。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 条例第7条第1号、第2号及び第6号のいずれにも該当しないため、公開を求める。
- (2) 情報公開事務の手引きによると、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については、条例第7条第1号に該当しないとされている。
官公庁・自治体は、条例第7条第2号に規定される法人等に該当しない。このことからすると、審査請求人が公開を求める名称は、条例第7条第6号にも該当しない。

- (3) 公立大学法人の職員が公務員でないとしても、公務員等であることからすると、その氏名は条例第7条第1号に該当しない。情報公開事務の手引の18から19ページにかけて、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分は、条例第7条第1号に該当しない旨が記載されている。
公立大学法人が地方独立行政法人であって、条例第7条第2号に規定する法人から除かれていることや、情報公開事務の手引108ページ以下に掲載される行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号の個人に関する情報の規定において、公務員等に地方独立行政法人の役職員が含まれていることからすると、条例において公立大学法人の職員は公務員等であるといえる。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件審査請求について
審査請求人は、本件処分において非公開とされた部分のうち、2(3)ア～カに示す部分について公開を求めているが、そのうちイ～カについては、処分庁が公開すると判断しているため、当審査会では、アに係る非公開部分（以下「本件非公開部分」という。）についての処分の妥当性について検討する。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、処分庁が委託先から提出を受けた文書であり、整理番号、受付年月日、受付時間、種別、受理方法、業種、名称、相手方氏名（敬称略）、状況、概要、内容及び回答の順に記載されている。

(3) 本件処分について

ア 処分庁は、本件非公開部分に記載されている情報は公立大学職員の氏名であり、公立大学法人の職員は公務員ではないことから、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると主張する。

イ 一方、審査請求人は、情報公開事務の手引において、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分は、条例第7条第1号に該当しないとされていること、及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号の個人に関する情報の規定において、公務員等に地方独立行政法人の役職員が含まれていることから、条例第7条第1号に該当しないと主張する。

また、地方独立行政法人は条例第7条第2号に規定する法人から除かれていると主張する。

ウ 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。このうち「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

また、情報公開事務の手引きには、当該号に該当せず、公開の対象となると考えられるものとして「公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分」とされている。

エ 当審査会において本件公文書を見分したところ、本件非公開部分は、京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口に問合せをした法人等の担当者の氏名が記載されており、当該担当者は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「本件大学」という。）の職員であることが認められた。

オ 一般に、個人がどの企業においてどのような業務に携わっているのかという情報は、通常他人に知られたくないと認められ、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当し、また従業員に関する情報は、法人等の事業活動情報として条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するものと考えられる。

カ 本件大学は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき設立された法人であるところ、同法第47条において「特定地方独立行政法人の役員及び職員は、地方公務員とする」と規定されていることから、本件大学の定款を確認したところ、「公立大学法人京都市立芸術大学定款」によれば、「法人は、地方独立行政法人法に規定する特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする」と規定されていることが確認された。そうすると、本件大学の職員は、地方公務員ではないと認められる。

また、公務員等の氏名に係る条例第7条第1号該当性の運用を確認したところ、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）又は地方公務員法第3条に規定される一般職及び特別職に属する者の職務遂行に係る情報は、条例第7条第1号に該当しないものとして運用していることが認められた。

以上から、当審査会としては、本件非公開部分について条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

キ なお、条例第7条第2号では「法人（本市、国、他の地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）及び地方独立行政法人並びにこれらに準じる団体（以下「本市等」という。）を除く）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報」と規定されていることから、本件非公開部分について条例第7条第2号該当性は認められない。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和4年 11月14日 諮問
12月13日 諮問庁からの弁明書の提出
令和5年 1月11日 審査請求人からの反論書の提出
5月18日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第2回会議）
6月21日 審議（令和5年度第3回会議）
7月19日 審議（令和5年度第4回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）